

Disclosure Report 2017

島根県信用保証協会ディスクロージャー誌

CONTENTS II 🗷

■であいさつ・・・・・・P.	1
■島根県信用保証協会の概要 ····· P.	2
■組織と事務分掌 P.	5
■信用保証制度について P.	6
■信用保証のご利用について ····· P.	9
■保証制度のご案内····· P.	15
■経営相談室のご案内 ····· P.	17
■年度経営計画 (平成28年度) の評価 ······ P.	18
■平成28年度 事業概況	24
■中期事業計画(平成27年度~平成29年度)・・・・・ 🎦	33
■年度経営計画 (平成29年度) ····· P.	35
■平成28年度の主な取組み ····· P.	38
■広報活動 ···· P.	40
■コンプライアンスについて ····· P.	42
■島根県信用保証協会役員名簿 ······ P.	51
■協会用語の説明 ····· P.	52
■営業店舗のご案内 ····· P.	53

ごあいさつ



当協会の業務につきましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚く御礼申 し上げます。

本年も当協会の業務内容、活動状況などをご紹介するため、ディスクロージャー誌 を作成いたしました。本誌により、皆様に信用保証協会へのご理解を深めていただき、 ご活用いただければ幸いに存じます。

平成28年度のわが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など先行 きへの不透明感が拭えない状況が続いたものの、政府の各種政策効果等もあり、緩や かな回復基調で推移しました。県内の景気も同様に緩やかな回復基調は見られたもの の、中小企業者の方々においては、人口減少や高齢化の進展に伴う市場縮小等の影響 を受け、厳しい経営を余儀なくされる状況が続きました。

当協会ではこのような情勢を踏まえ、金融支援においては既存保証制度の改正を行 い、お客様のより幅広い資金調達ニーズにお応えできる体制を整えました。また、経 営支援においては「専門家派遣パッケージ」の整備、中小企業診断士チームによる企 業診断等、お客様への支援強化を図ってまいりました。

今年度におきましても、第4期中期経営戦略(平成27年度~平成29年度)のスロー ガンとして掲げる「使命~情熱と決意を胸に~」のとおり役職員一丸となって全力で 業務に邁進してまいります。

今後とも、皆様からのより一層のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し 上げます。

平成29年9月

会長 小林 淳一

島根県信用保証協会の概要

経営理念



プロフィール

信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号) 根拠法律

(平成28年度末時点) ※役職員数については 平成29年7月1日現在

関係法律 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日 法律第264号)

中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融 的

の円滑化を図ることを目的とする。 (島根県信用保証協会定款第1条)

基本財産 194億円

保証債務残高 1,429億円

7,562企業 利用企業者数

役 職 員 数 常勤役員 5名(非常勤役員 15名)

> 71名 職 員

松江市殿町105番地 事 務 所 本 店

> 出雲支店 出雲市大津新崎町2丁目24番地

浜田支店 浜田市殿町83番地50

益田支店 益田市あけぼの本町10番地6

第4期中期経営戦略スローガン

-情熱と決意を胸に~

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が 真に必要とされるお客様に対して、 私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命。

企業支援に向けた私たちの"熱い想い"と やり遂げるという"強い決意"を持って、 保証協会ならではの企業支援に全力で励む。









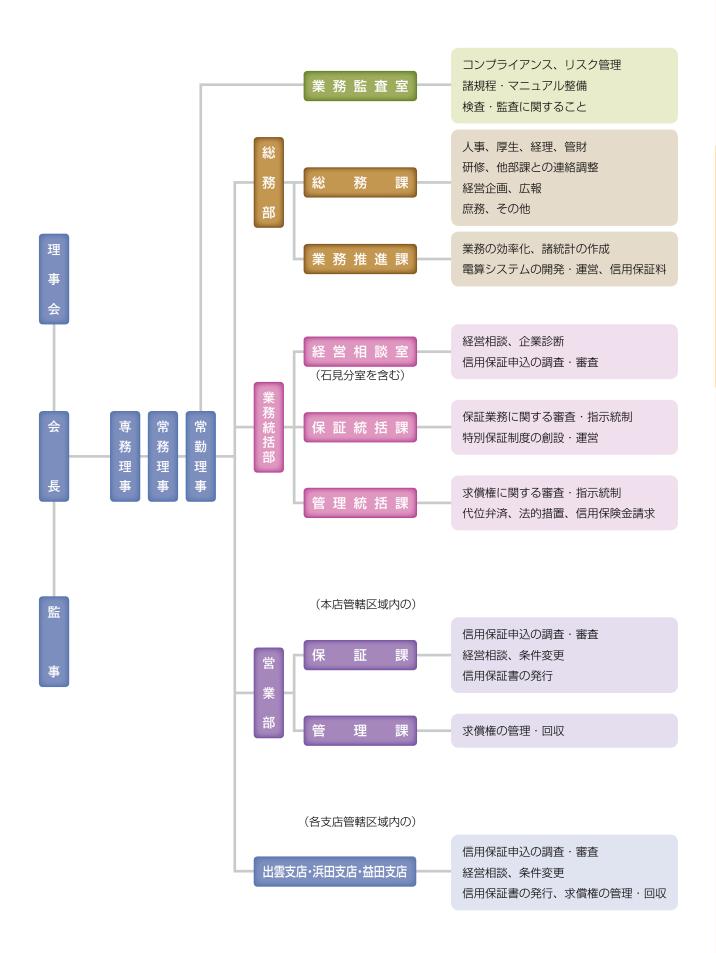
益田支店

当協会のあゆみ

昭和24年	3月29日 4月15日	社団法人島根県信用保証協会 設立許可 業務開始(松江市殿町 松江商工会議所内)
	10月15日	財団法人島根県信用保証協会に改組
昭和27年	8月20日	浜田支所開設(浜田市殿町 浜田商工会議所内)
昭和29年	3月26日	信用保証協会法に基づく島根県信用保証協会 設立認可
昭和42年	1月7日	益田支所開設(益田市上吉田 益田市役所内)
昭和45年	2月2日	出雲支所開設(出雲市今市町 出雲市役所内)
昭和46年	11月8日	本所事務所竣工(松江市殿町)
昭和50年	4月4日	保証債務最高限度 (定款倍率)を42.8倍に引き上げ
昭和52年	10月 1 日	保証事務の一部を電算処理に移行
	12月31日	保証債務残高500億円達成
昭和53年	12月18日	浜田支所事務所竣工(浜田市松原町)
昭和62年	7月1日	ひろしま信用保証協会共同事務センター発足
	12月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成元年	5月24日	益田支所事務所竣工(益田市あけぼの本町)
平成3年	6月11日	出雲支所事務所竣工(出雲市大津新崎町)
平成5年	6月30日	保証債務残高1,500億円達成
平成10年	12月31日	保証債務残高2,000億円達成
平成11年	3月8日	創立50周年記念式典挙行
平成13年	4月1日	本(支)所を本(支)店に呼称変更
		シンボルマーク制定
平成18年	3月30日	本店来客用駐車場整備
平成19年	1月5日	新電算基幹システム稼動(GLOBALNEXTS)
平成22年	10月12日	浜田支店事務所竣工
		(浜田市殿町)
平成28年	5月2日	新電算基幹システム稼動(ORBIT)



組織と事務分掌



信用保証制度について

信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者の方々が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に公共的な保証人となって資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された信用保証協会法に基づく特別認可法人です。

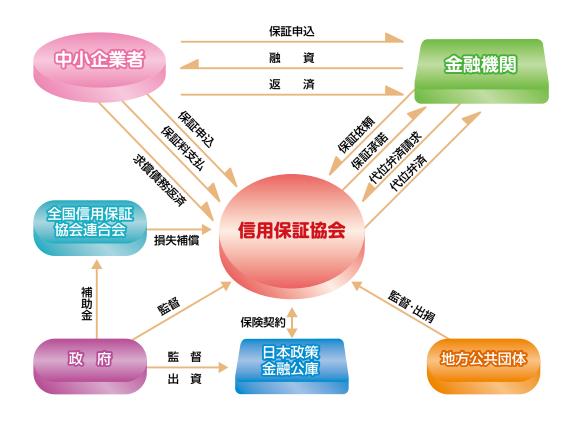
信用保証協会は

事業の維持、創造発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。 (信用保証事業の基本理念)



信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、事業の発展の可能性がある中小企業者に対する金融を円滑化するため、公的に中 小企業者の信用を補完する制度であり、信用保証協会の信用保証制度と、その信用保証制度を補強す る日本政策金融公庫の信用保険制度から成り立っています。





石見銀山 大森の町並み

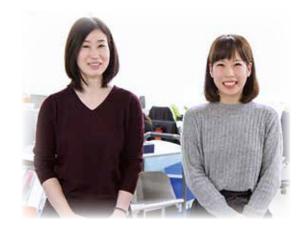
■ □信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際、信用保証協会が公的な保証人になることにより 資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的とした制度が「信用保証制度」です。 信用保証制度のしくみは、中小企業者、金融機関、保証協会の三者が基本となっております。



- ① 中小企業者から信用保証協会、または金融機関に申込していただきます。
- ② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

中小企業の ベストパートナーを 目指しています。 金融相談等 お気軽に御来協ください。 職員一同 お待ちいたしております。



■ ②信用保険制度のしくみ

信用保証協会が保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、その保証承諾は日本政策金融公庫の信用保険に付保されます。この制度が「信用保険制度」です。

信用保険制度は、日本政策金融公庫、保証協会の二者が基本となっております。



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融 公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける中小企業者

特定事業(保証対象業種)を行っている中小企業者並びに新たに特定事業を創業する計画を有する 創業予定者で以下に該当する方

- (1) 個人の場合……住居または事業所のいずれかが島根県内にある方
- (2) 法人の場合……島根県内に本店または事業所を有する方
- ※上記(1)の住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。(2)の法人は、本店の住所や支店登記・支配人登記の有無に拘わらず、島根県内において事業を行っている方を対象とします。また、法人の本店は単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。
- ※制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

■ 企業規模(資本金と従業員数)

業種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業・運送業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	_	300人以下

次の業種(政令特例業種)については、別途資本金及び従業員基準を定め取扱います。

業 種(注)	資 本 金	従 業 員 数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ※資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。
- ※個人及びNPO法人については、従業員の条件に該当すれば結構です。なお、NPO法人の場合は、 政令特例業種の規模要件は適用されません。
- ※家族従業員、臨時の使用人(実質上常傭的な者を除く)、会社の役員は従業員には含みません。 NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。
- ※組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。
- ※建設業には、測量業、地質調査業及び水路測量業も含まれます。

■業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及びサービス業を除く)、風俗関連営業等、宗教、政治・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不適当と認める業種についてはご利用いただくことが出来ません。

■ ご利用になれない方

被保証人として形式的な要件は整っていても、原則として次のいずれかに該当する方は、ご利用いただけません。

- (1) 銀行取引停止処分中(第1回の不渡発生後6ヶ月以内を含む)の方
- (2) 現に保証を受けている債務につき延滞中(保証料の未納のものを含む)の方
- (3) 刑事上の訴追を受けている(執行猶予中を含む)方
- (4) 信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する方

「信用保証委託契約書|

(反社会的勢力の排除)

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- (5) 前(1) から(4) 号に掲げる方が代表者である法人
- (6) 休眠会社等
- (7) その他信用を供与することが不適当であると協会が判断した方

■ 信用保証に係る第三者の介在、介入排除について

当協会では、公正・公平・平等・迅速な信用保証を行うために、いわゆる金融斡旋等第三者が介在・介入する保証は取扱いいたしませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- (1) 信用保証協会では、金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱いいたしません。
- (2) 保証申込人以外の第三者の同席および交渉はお断りいたします。

資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

従って、次のような場合は対象になりません。

- ●生活資金、住宅資金、投機資金
- ●金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金(旧債振替資金)(ただし、協会が認めた場合は除く)

保証限度額

個人:法人 2億8,000万円

組 合 4億8,000万円

このほか国が定める特例保証は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

保証期間

原則として20年以内

連帯保証人

原則として 個人事業者……保証人不要

法人事業者……代表者のみ

担保

必要に応じて提供していただきます。原則として協会の設定とします。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業者の委託に応ずる対価であり、株式会社日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。 基本料率は年0.45~2.20%ですが、地方自治体の制度融資は年0.40~1.70%に軽減されています。 なお、信用保証料のほかに相談料・斡旋料・用紙代などはいただいておりません。

保証料率区分表

<基本保証料率>

(単位:%)

区	分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任	基本 料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
共有	特殊 保証	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任	基本 料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
共有外	特殊 保証	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証を指します。 ※一部の保証では一律の保証料率が適用されます。

<地方自治体制度>

(単位:%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任 共有	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40
責任 共有外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40

信用保証料率は、お客様の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)とその他の経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定め、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定します。最寄りの保証協会までお問い合わせください。

信用保証料の計算方法について

■ 新規保証

- ①返済方法が一括返済の場合(根保証の場合を含む) 貸付金額(根保証の場合は貸付極度額)×保証料率×保証期間(月数)×1/12
- ②返済方法が分割返済の場合 貸付金額×保証料率×分割返済回数別係数×保証期間(月数)×1/12

■ 条件変更保証

- ①返済方法が一括返済の場合(根保証の場合を含む) 変更貸付金額(根保証の場合は貸付極度額)×保証料率×保証期間(日数)×1/365
- ②返済方法が分割返済の場合

変更貸付金額×保証料率×分割返済回数別係数×保証期間(日数)×1/365

※分割返済のもとで、据置部分(期間・金額)のある場合、据置部分については、①の方法によります。 ※円未満の端数は切捨てとします。

<分割返済回数別係数>

回数別	I区分	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係	数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日(条件変更実行日)に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が 2か年を超えるものについては、下表による分割徴求割合により分割にてお支払いいただけます。

(単位:%)

保証期間	分割割合									
(分割徴収回数)	初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6回目	7回目	8 回目	9 回目	10 回目
2年超 4年以下(2回)	75	25	_	_	_	_	_	_	_	_
4年超 6年以下(3回)	60	30	10	_	_	_	_	_	_	_
6年超 8年以下(4回)	45	35	15	5	_	_	_	_	_	_
8年超10年以下(5回)	35	30	20	10	5	_	_	_	_	_
10年超12年以下(6回)	30	20	20	15	10	5	_		_	_
12年超14年以下(7回)	25	20	20	15	10	5	5	_	_	_
14年超16年以下(8回)	20	20	15	15	10	10	5	5	_	_
16年超18年以下(9回)	20	20	15	15	10	5	5	5	5	_
18年超(10回)	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2
当座貸越根保証型	50	50	_	_	_	_	_	_	_	_

保証制度のご案内

主な保証協会制度 (平成29年4月1日現在)

制度名	対象者、概要	融資限度額	保証期間	融資利率(年%)	保証料率(年%)
普 通 保 証	一般的な事業資金が必要な方	個人·法人 2億8,000万円 組 合 4億8,000万円	原則として 20年以内	金融機関所定利率	0.45 ~2.20
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資 金を必要とされる方	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ~1.62
事 業 者 カードローン 根 保 証	カード等を用いて反復継続 的に小口資金を必要とさ れる方	2,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関所定利率	0.39 ~1.62
無担保・無保証人 当座貸越根保証 【プレミア】	無担保・無保証人にて反 復継続的、安定的に資金 を必要とされる方	2億円	2年以内 (更新可能)	金融機関所定利率	0.39 ~0.85
無 担 保 当座貸越根保証 【リード5000】	無担保にて反復継続的、 安定的に資金を必要とさ れる方	5,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関所定利率	0.39 ~1.15
ア ド バ ン ス 3 0 0 0 保 証	一般的な事業資金が早急 に必要な方	3,000万円	1年以内	金融機関 所定利率	0.45 ~1.35
小口追認保証【かなえ】	一般的な事業資金が早急に必要な方	1,000万円	7年以内	責任共有 1.80 責任有外 1.60	0.45 ~1.55
小 口 零 細企 業 保 証【グロース】	小規模企業者であって、 一般的な事業資金が早急 に必要な方	1,250万円	10年以内	金融機関所定利率	0.50 ~2.20
小 規 模 事 業 者 支 援 保 証 【フォーカス】	小規模企業者であって、 一般的な事業資金が必要 な方	3,000万円	3年以内	金融機関所定利率	0.45 ~1.90
完全無担保無保証人 創業者支援保証 【あゆみ】	事業を開始して1年未満の 個人及び法人の方	運転300万円 設備500万円 運転設備合算 500万円	7年以内	1.40 以下	0.25 ~1.70
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関 の支援を受け、経営の改 善に係る計画を作成してい る方	個人·法人 2億8,000万円 組 合 4億8,000万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付既往借 入金を借り換える場合 は10年以内	金融機関所定利率	0.45 ~2.00
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会 等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って、事業再生に取り組む方	個人·法人 2億8,000万円 組 合 4億8,000万円	15年以内	金融機関所定利率	0.45 ~0.91
特定社債保証(私募債)	一定の要件(適債基準) を備えた中小企業者が発 行する社債(私募債)に 対して行う保証	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割80%)	2年以上 7年以内	金融機関所定利率	0.45 ~1.90
流動資産担保融 資保証(ABL保証)	売掛債権及び棚卸資産を 担保とした借入について行 う保証	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割80%)	根保証1年 (更新可能) 個別保証 1年以内	金融機関所定利率	0.68

主な島根県中小企業制度融資 (平成29年4月1日現在)

制度名	対象者、概要	融資限度額	保証期間	融資利率	率(年%) 責任共有外	保証料率(年%)
一般資金	施設・設備の改善を行う資金 を必要とする方、又は一般的 な運転資金を必要とする方	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	1.75	1.60	0.40 ~1.70
小規模企業特別資金	一般的な事業資金が必要 な小規模企業者(保証付 融資残高と本資金の新規申 込額との合計が1,250万円 以内となる方に限る)の方	1,250万円 既存の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で1,250万円の範 囲内となる新規の保証に限る	7年以内		1.50	0.20 ~1.50
創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する方、または実質的に創業者に準ずるものとみなされる方で、創業のための資金を必要とする方	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	1.55	1.40	0.20 ~1.50
再生支援資金	再生の見込みがあり、商工会 議所又は商工会連合会の商工 調停士の推薦を受けている方	5,000万円	10年以内	2.35	2.20	0.20 ~1.50
収益体質強化資金	収益体質強化計画を策定し、設備投資を行う ことにより収益体質の 強化に取り組む方	設備資金 8,000万円 運転資金 1億2,000万円	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内	1.45	1.30	0.40 ~1.70
経営改善 長期借換資金	経営改善に取り組むた めに、既往借入金の借 換資金を必要とする方	8,000万円	15年以内	1.75 (保証期間) 10年以内 1.45	1.60 (保証期間) 1.0年以内 1.30	0.40 ~1.70
経営力強化支援資金	認定経営革新等支援機 関の支援を受け、経営 の改善に係る計画を作 成している方	2億8,000万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付既住 借入金を借り換える 場合は10年以内	1.45	1.30	0.40 ~1.50
経営安定化対策資金	最近3ヶ月の平均売上高等が前年と比較して3%以上減少している方	8,000万円	10年以内	1.45	1.30	0.40 ~1.70
経 営 改 善サポート資金	経営サポート会議など の支援により作成した 経営改善・再生計画を 実行する方	2億8,000万円	15年以内	1.75	1.60	0.40 ~0.91

経営相談室のご案内

島根県信用保証協会では、経営者のみなさまとともに考え、 ともに将来の発展を追求しようと、経営相談室を設けております。 いつでもお気軽にご利用ください。例えば…



新たな資金が必要になった 有利な借入方法は

ないだろうか?



社長

私たちが、企業に あった借入方法 (金利・担保条件 等)を検討し、紹

介・斡旋を行いま す。





このたび、設備投資を

その計画は適当





私たちが、企業診 断も含め、設備投 資について検討を

行います。もちろ ん、資金調達のご 相談にも応じま

す。





- ●経営上でトラブルが発生した。
- ●新製品を開発したい。
- ●一度専門家の意見を聞いてみたい。



相談室では、各方 面の有識者の方々 を経営相談アドバ



イザーにお願いし ております。相談 は無料です。













経営が思うようにいかない。 どうすればよいだろうか。

- ●資金繰りが一向によくならない。
- ●めまぐるしい環境の変化への対応に困っている。
- ●売り上げは順調だが、利益が上がらない。



何か打つ手がない か、私たちと一度 一緒に考えてみま せんか?







お気軽にご相談ください!

何でも相談ホットライン 相談無料

0120-40-5471

メールでのご相談・ご照会も受け付けています。 https://secure-form.jp/www.shimane-cgc.or.jp/hotline

年度経営計画(平成28年度)の評価

島根県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成28年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価に当たりましては、学校法人坪内学園 参事 広野正光氏、熱田法律事務所 弁護士 熱田雅夫氏、三島明会計事務所公認会計士・税理士 三島明氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1.業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

島根県の経済情勢については、生産活動は緩やかに回復しつつあり、個人消費は持ち直しの動きが続いている。また、雇用情勢も改善しており、人手不足感が拡がっている。一方で、当地の中小企業を取り巻く環境は、地域内を商圏とする小規模事業者が多く、人口の減少や高齢化の進展に伴う市場縮小等の影響を受け、厳しい経営を余儀なくされている。こうした中、廃業が創業を上回って推移している他、業況が厳しく返済条件の緩和支援を受けているお客様も多数存在する。

(2) 中小企業向け融資の動向

財務省松江財務事務所発表(平成29年4月)の「島根県の経済情勢」によると、県内の金融機関の貸出金残高については、対前年度比増となった。一方で、当協会の保証承諾は388億34百万円(対前年度比88.6%)、保証債務残高は1,429億18百万円(対前年度比92.5%)と共に減少した。

(3) 島根県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行松江支店発表(平成29年4月)の「企業短期経済観測調査」によると全国・山陰ともに資金繰りが「楽である」と答えた企業が「苦しい」と答えた企業を上回り推移した。

年度を通じては、民間信用調査機関の調査によると、負債総額10百万円以上の企業倒産の件数は39件、金額は41億50百万円(前年度比件数83.0%、金額58.7%)となり、件数、金額ともに減少した。

(4) 島根県内中小企業の設備投資動向

財務省松江財務事務所発表(平成29年4月)の「島根県の経済情勢」によると、平成28年度は対前年度比110.4%と増加見込みにある。一方で、当協会の資金使途別保証承諾状況を見ると設備資金は20億87百万円(対前年度比73.0%)と減少した。

(5) 島根県内の雇用情勢

県内の有効求人倍率は平成28年度において毎月全国を上回り推移するなど、改善の動きが見られる。なお、平成28年度末における同倍率は1.58倍(全国1.45倍)であった。

2.事業概況

当協会の平成28年度の事業概況については、次のとおりとなった。

<保証承諾>

2,937件、388億34百万円の保証承諾を行った。これは計画額450億円に対して86.3%の達成 率であり、対前年度比件数91.5%、金額88.6%の実績となり、件数、金額ともに前年度を下回った。

<保証債務残高>

12,891件、1,429億18百万円の保証債務残高となった。これは計画額1,480億円に対して 96.6%の達成率であり、対前年度比件数94.8%、金額92.5%の実績であった。保証債務残高につ いては、利用企業数の減少に伴い、減少傾向にある。

<代位弁済>

114企業、201件、22億2百万円の代位弁済を行った。これは計画額35億円に対して62.9%、対 前年度比で件数60.0%、金額58.7%の実績となり、件数、金額ともに前年度を下回った。

<回収>

鋭意努力し、10億57百万円の回収を行った。これは計画額10億円に対して105.7%、対前年度 比107.7%の実績であった。

平成28年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおり。

項	目	件	数	金	額	計画値(金額)	計画達成率
保	証 承 諾	2,937件	(91.5%)	388億34百万円	(88.6%)	450億円	86.3%
保証	債務残高	12,891件	(94.8%)	1,429億18百万円	(92.5%)	1,480億円	96.6%
代(位 弁 済	201件	(60.0%)	22億2百万円	(58.7%)	35億円	62.9%
	収	_	-	10億57百万円((107.7%)	10億円	105.7%

※()内の数値は対前年度比を示す。

3.決算概要

平成28年度の決算概要(収支計算書)は、以下のとおり。

項目	金	額	前年度比増減額
経常収入		1,951	△ 51
経常支出		1,813	△ 110
経常収支差額		137	58
経常外収入		3,660	△ 1,783
経常外支出		3,545	△ 1,872
経常外収支差額		115	90
制度改革促進基金取崩額		35	△ 25
当期収支差額		287	122

- (単位: 百万円) ○経常収入は、保証料収入が減少した ことを主要因として、前期に比べ51 百万円減となった。
 - ○経常支出は、電算システム経費が減 少したことを主要因として、前期に 比べ 110 百万円減となった。
 - ○経常外収支差額は、代位弁済が減少 したことを主要因として、前期に比 べ90百万円増なった。
 - ○当期収支差額は2億87百万円となっ た。この収支差額の処理については、 1億43百万円を収支差額変動準備 金に繰り入れ、残額1億44百万円 を基金準備金に繰り入れた。

4.重点課題への取組み状況

昨年度の重点課題としてあげた項目への取組み状況は、以下のとおり。

【保証部門】

(1) 小規模事業者に対する資金供給の円滑化

全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を当協会独自に改正。保証形式を追認保証に変更し資金供給の迅速化を図るとともに保証期間・据置期間も拡充し、より使いやすい保証制度(愛称:グロース)にリニューアルした。同制度の保証承諾実績は、589件(全ての保証制度の中で最多)、22億36百万円と活発で、小規模事業者の円滑な資金供給に寄与した。

(2) 創業者向け保証の積極的な推進

島根県制度「創業者支援資金」の保証料率引下げ(▲0.2%)継続や、前記の小口零細企業保証制度(グロース)を創業者向け保証としても積極的に推進した結果、創業者向けの保証承諾実績は、163企業、179件、9億5百万円であった。お客様の保証料負担をゼロとする創業者支援保証「縁」(取扱は平成27年度で終了)の利用が活発であった平成26年度、27年度と比べると少ないが、平成25年度以前と比べると、保証承諾企業数、件数は高い水準となっており、創業者支援を通した地域経済活性化に一定の貢献を果たした。

(3) 政策保証の積極的な推進

政策保証である経営力強化保証、経営改善サポート保証、条件変更改善型借換保証については、 有効活用に向けて努力したが利用は低調であった。しかし、その他の保証制度も活用しながら返 済条件緩和中のお客様に対して、72件、14億86百万円の保証承諾を行った。近年では、返済条 件緩和中のお客様の経営改善や事業再生に向けた取組みを集中的に実施した平成27年度に次ぐ 高い水準であり、経営改善や事業再生に向けて前向きに取組むお客様の返済負担軽減や事業資金 供給に寄与した。

【期中管理部門】

(1) 経営改善・再生支援の強化

お客様に対する"深堀支援"を実施するため、経営改善計画策定支援を行う専門家派遣事業「きょうかいプランニングサポート事業」を創設し、併せて既存の「きょうかいスキルアップサポート事業(課題解決支援)」を活用することで、計画策定から課題解決までをトータル的に行う体制(専門家派遣パッケージ)を整備した。34企業に対し「きょうかいプランニングサポート事業」を実施した他、課題解決支援として「きょうかいスキルアップサポート事業」にて197企業の支援を実施した。

また、特に経営改善・再生支援を必要とするお客様に対しては、当協会の中小企業診断士を担当として個社毎の継続支援を実施した他、新たに「中小企業診断士チームによる経営診断」を4企業(本支店各1企業)に対し実施する等、更なる支援強化を図った。

(2) 創業支援の充実

創業者に対しても前述の専門家派遣パッケージ(計画策定支援+課題解決支援)を活用し、創業者3企業に対し「きょうかいプランニングサポート事業」を実施した他、「きょうかいスキルアップサポート事業」にて31企業の課題解決支援を実施した。

また、創業セミナーを当協会が主催(日本政策金融公庫と共催)し、浜田・益田支店管内(平成27年度は東部開催)のお客様23名にご参加いただき好評を得た他、島根県等が主催する「し

まね起業家スクールトへ引続き当協会職員を講師として派遣する等、創業支援の充実を図った。

(3) 関係支援機関・外部専門家との連携

「中小企業支援ネットワークしまね」を当協会が主催し、中国経済産業局、島根県、商工団体、 地元金融機関等にご参加いただき、経営改善・再生支援に関する情報交換・共有を図るとともに、 県内119企業に対し経営サポート会議を実施し、関係機関と企業支援に向けた連携強化を図った。

また、地域経済活性化支援機構の支援案件4件、中小企業再生支援協議会の2次案件5件、認定 支援機関による経営改善計画策定支援事業12件の計画同意を行う等、関係機関と連携した経営 改善・再生支援を行った。

【回収部門】

(1) 求償権の早期解決

お客様の実態を把握し早期解決を図るため、811先の現地訪問面談と現地調査を実施した。その結果、分割弁済契約締結を38件、一部弁済による連帯保証債務免除を38件、損害金減免完済を35件行い求償権解決に導いた。

また、顧問弁護士と本部職員とで支店訪問及び解決策の検討も実施した。

(2) 事業再生・生活再建支援等の強化

平成27年度に様式を制定した個別求償権の状況をまとめた求償権管理シート(事業継続用)の作成を推進し、90企業の詳細な実態把握を行い、事業を継続するお客様に対して支援に取組むための体制整備を行った。

また、顧問弁護士を交えて事業再生・生活再建支援等に関する内部勉強会を5回開催し、求償権保証人の生活再建支援を幅広く行うための保証債務免除審査会運営規程を新たに制定した。

(3) 環境変化への対応

地域経済活性化支援機構が支援を決定した企業からの「経営者保証ガイドライン」に基づいた保証債務免除の支援要請について、顧問弁護士と協議を重ね、当協会としては初めて同ガイドラインに基づいた保証債務免除を6企業、19名の連帯保証人に対して行った。

【その他間接部門】

(1) 職員の活性化

外部専門講師を招聘し、中堅職員12名を対象とした「顧客価値創出研修/全8回」を開催することで、お客様の期待に応える業務が展開できる職員養成に努めた。研修は実際の業務で担当するお客様への支援策立案等について、活発な意見交換が行われた他、所属部署へのフィードバックも実施したことから組織内コミュニケーション活性化にも寄与した。

(2) 広報の充実

平成27年度下期から平成28年度上期までテレビCM、ポスター、ウェブ動画による広報活動を展開した。また、国の中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用し、新たなウェブ動画を3本作成、公開した。このウェブ動画には当協会のお客様に出演頂いており、ご覧になった経営者の方からは「共感できる」「利用してみようと思った」等前向きな感想を頂戴している。

(3) 経営基盤の強化

お客様へ安定的な資金供給やサービス提供を目指し、中小企業診断士の充実に努め新たに1名が取得、有資格者は計19人となり経営支援態勢は更に充実した。また、収支の健全性維持のため効果的な資金運用に努め、低金利状勢下ではあったが平均運用利回り1.23%を確保した。

(4) コンプライアンスの徹底・定着

コンプライアンス意識の定着を目指し、平成26年度より実施している毎月開催のコンプライアンス委員会にて、諸問題にかかる協議のみならず、その予防に向けた情報共有・協議を実施し、醸成を図った。

また、コンプライアンス研修において外部講師を招聘し、個人情報漏えい対策として「サイバー空間の脅威の現状と対策」を学び、ハラスメント防止対策として「アサーティブコミュニケーション」を学び、職員のコンプライアンスに対する意識向上を図った。

(5) リスクマネジメントの強化

内部監査の充実を図るため、他協会(鳥取県、山口県)を視察し内部監査の実施状況を学んだ。また、 随時監査の実施を行えるよう内部規程の改正を行い、当該監査を実施した。

危機管理体制の充実を図るため、外部講師を招き全職員を職制に分け、BCP演習を実施した。引き続き、BCP等規程類の見直しを図り、危機管理体制を強化していく。

(6) 次期電算システムの安定稼動

新基幹システムORBITの稼働に向け、当協会にシステム移行プロジェクトチームを設け、保証協会コンピュータサービス㈱の支援を受け移行作業を進めた。また、新日本有限責任監査法人に第三者監査機関として進捗管理を依頼し、安全な移行に向け体制を整備した。結果、当初の計画通り平成28年5月2日に無事本稼働した。尚、稼働後は当協会にORBIT運営委員会を設け、安定的な運用に努めている。

(7) 事務の効率化・合理化の推進

新基幹システムORBITを活用した事務の効率化・合理化の推進を計画していたが、移行作業及び稼動後の安定運用に向けた検証作業に追われ、当該事務の効率化・合理化の検討に及ばなかった。 平成29年度に事務の効率化・合理化の検討を行っていく。

5.外部評価委員会の意見等

島根県信用保証協会外部評価委員会は、平成29年6月29日及び7月20日に委員会を開催し、平成28年度経営計画の自己評価に対する意見・アドバイスについて以下のとおり取りまとめた。

総合的には、低金利により保証料が相対的に高いと認識されるような経営環境の中、近年、保証件数、保証額ともに減少傾向にあり、経営状況は厳しさを増している。

しかし、こうした中で、当協会は、独自に新たな支援策の創設や、既存の支援策をより効果の高い支援策に見直すなど、県内中小企業者のニーズに応える支援に努めてきたことは、高く評価できる。 具体的には、「きょうかいプランニングサポート事業」を創設し、事業者の経営改善計画策定支 援を行い、さらに既存の「きょうかいスキルアップサポート事業」も活用し、計画策定から課題解 決までの深堀支援を実施してきた。

また、協会内の中小企業診断士でチーム編成し、本店・各支店それぞれ1社ずつ経営診断を行い、 支援強化を図った。さらに、中小企業診断士を活用し、個社毎の支援を強化するなど、県内中小企 業者に対し、きめ細やかな支援を行ってきた。

特に、経営力の弱い小規模事業者への支援として、既存保証制度を資金供給の迅速化や保証期間・据置期間の拡充など、事業者がより使いやすい保証制度(愛称:グロース)として独自にリニューアルした。これにより、保証承諾実績は他の保証制度と比して最多の589件となるなど、小規模事業者に対する円滑な資金供給に大きく寄与した。

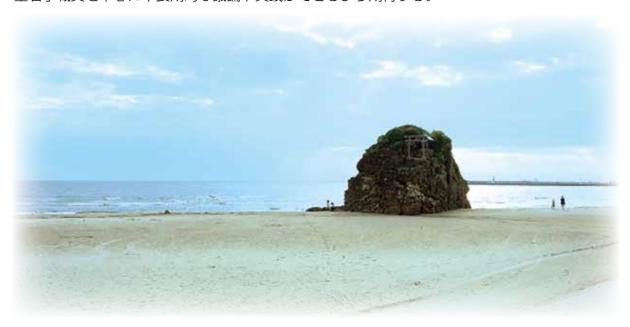
さらに、コンプライアンス委員会において諸問題の協議のみならず、コンプライアンス事案の予防に向けた情報共有・協議を実施したほか、全職員に対しコンプライアンス研修やBCP演習を行うなど、コンプライアンス体制及び危機管理体制の充実が図られている。

○要望事項等

当協会がリードし、商工会・会議所・中央会・産業振興財団等の商工支援団体や金融機関・行政機関などの関係機関等と、組織間連携はもとより、各機関の職員同士の連携を強化し、県内中小企業者を計画的に訪問し、個別の経営課題に応じて、それぞれの職員が保有する専門性を活かした支援や、各機関の最適な支援策の活用など、効果的な支援ができるような体制整備の取組みを期待する。

また、将来の地域経済の担い手である大学生·高校生等の若者に、地域経済活動への関心を持ってもらい、地元就職や起業などを推進するため、大学·高専・専門学校・高校等の教育機関とも、より連携強化を期待するとともに、第1段階として、平成29年1月に締結した島根大学との包括連携協定の具体化を期待する。

さらに、将来的に、当協会を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、従来からの支援策の強化などの 取組みに加え、中小企業の円滑な資金確保支援に向け、当協会がどうあるべきかについて、特に中 堅若手職員を中心に中長期的な議論や実践ができるよう期待する。



稲佐の浜

平成28年度 事業概況

保証承諾

金融機関別

(単位・日月)								日月日、%/				
							4	成 27 年度			成 28 年度	
							金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
		み	ず	ŀ	ま 銀	行	520	1.2	134.3	10	0.0	1.9
		三	菱東	京	UFJ 銀	衍	46	0.1	27.1	0	0.0	0.0
		6)	そ	t	〕 銀	行	0	0.0	-	0	0.0	-
	都市銀行		566	1.3	101.6	10	0.0	1.8				
		鳥	取	Z	銀	行	1,510	3.4	114.4	1,062	2.7	70.3
		山	陰 ·	合	同 銀	行	21,023	47.9	102.6	18,421	47.4	87.6
		中	国		銀	行	0	0.0	-	0	0.0	-
		広	Ĺ	5	銀	行	135	0.3	157.9	0	0.0	0.0
		山	Г]	銀	行	369	8.0	72.6	527	1.4	143.0
	地方	銀行			23,037	52.5	102.8	20,010	51.5	86.9		
		島	柤	₹	銀	行	3,978	9.1	103.3	3,506	9.0	88.1
	第二	地:	方銀	行			3,978	9.1	103.3	3,506	9.0	88.1
		米	子	信	用金	庫	1,326	3.0	128.4	1,526	3.9	115.1
		し	まね	自信	言用 金	庫	2,259	5.2	134.6	2,088	5.4	92.5
		日	本油	挿信	ま用 金	庫	3,289	7.5	114.9	3,773	9.7	114.7
		島	根中	央	信用金	:庫	6,186	14.1	116.6	3,817	9.8	61.7
		西	中国] 信	ま用 金	庫	1,396	3.2	268.2	1,122	2.9	80.4
	信用	金	庫				14,456	33.0	126.8	12,327	31.7	85.3
		島	根益	田	信用組	合	608	1.4	129.2	1,087	2.8	178.6
•	信用	組	合				608	1.4	129.2	1,087	2.8	178.6
į	商工	組	合中	央:	金庫		1,186	2.7	126.3	1,820	4.7	153.4
	島根	県	農業	協[司組合		23	0.1	238.6	74	0.2	329.5
	JF I	ノま	ね漁	業	協同組	合	0	0.0	-	0	0.0	-
	合	į	計				43,854	100.0	110.7	38,834	100.0	88.6

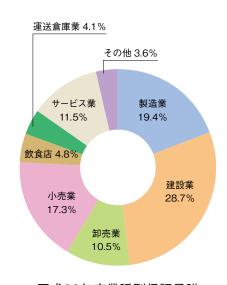
農業協同組合 0.2% (単位:百万円、%) 商工組合中央金庫 4.7% (28 年度 信用組合 2.8% (成比 前年比 0.0 1.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.8 2.7 70.3 信用金庫 31.7% 51.5% 47.4 87.6 0.0 - 0.0 0.0 1.4 143.0 第二地銀 9.0%

平成28年度金融機関別保証承諾

業種別

(単位:百万円、%)

	平成 27 年度			平成 28 年度			
	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	
製造業	7,805	17.8	93.9	7,536	19.4	96.5	
建設業	11,283	25.7	110.3	11,135	28.7	98.7	
卸売業	4,393	10.0	93.2	4,078	10.5	92.8	
小売業	8,295	18.9	120.2	6,724	17.3	81.1	
飲食店	2,202	5.0	116.9	1,876	4.8	85.2	
運送倉庫業	2,363	5.4	168.4	1,606	4.1	68.0	
サービス業	5,541	12.6	118.0	4,475	11.5	80.8	
その他	1,972	4.5	131.5	1,404	3.6	71.2	
合計	43,854	100.0	110.7	38,834	100.0	88.6	



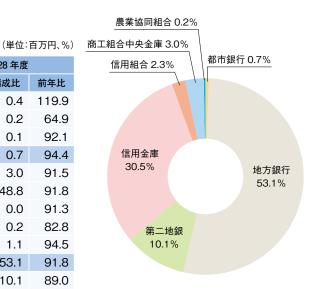
平成28年度業種別保証承諾

※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

保証債務残高

金融機関別

	Ŧ	成 27 年度		ग	成 28 年度	
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
みずほ銀行	477	0.3	82.0	572	0.4	119.9
三菱東京 UFJ 銀行	394	0.3	75.4	256	0.2	64.9
り そ な 銀 行	212	0.1	92.6	195	0.1	92.1
都市銀行	1,084	0.7	81.2	1,023	0.7	94.4
鳥 取 銀 行	4,640	3.0	97.8	4,245	3.0	91.5
山陰合同銀行	75,926	49.1	91.4	69,718	48.8	91.8
中 国 銀 行	45	0.0	92.2	41	0.0	91.3
広 島 銀 行	300	0.2	106.4	249	0.2	82.8
山 口 銀 行	1,702	1.1	93.7	1,608	1.1	94.5
地方銀行	82,612	53.5	91.9	75,861	53.1	91.8
島根銀行	16,192	10.5	83.5	14,406	10.1	89.0
第二地方銀行	16,192	10.5	83.5	14,406	10.1	89.0
米子信用金庫	4,814	3.1	93.1	4,810	3.4	99.9
しまね信用金庫	7,254	4.7	95.2	6,830	4.8	94.2
日本海信用金庫	9,850	6.4	97.2	9,574	6.7	97.2
島根中央信用金庫	21,638	14.0	93.5	19,171	13.4	88.6
西中国信用金庫	3,312	2.1	96.8	3,268	2.3	98.7
信用金庫	46,868	30.3	94.7	43,653	30.5	93.1
島根益田信用組合	3,575	2.3	87.3	3,342	2.3	93.5
信用組合	3,575	2.3	87.3	3,342	2.3	93.5
商工組合中央金庫	3,801	2.5	98.6	4,303	3.0	113.2
島根県農業協同組合	407	0.3	87.4	330	0.2	81.1
JF しまね漁業協同組合	0	0.0	-	0	0.0	-
合 計	154,540	100.0	91.7	142,918	100.0	92.5

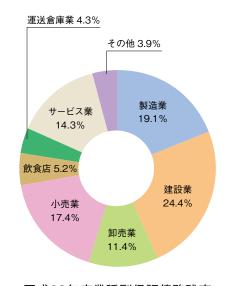


平成28年度金融機関別保証債務残高

業種別

(単位:百万円、%)

	平	成 27 年度		平成 28 年度			
	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	
製造業	29,616	19.2	90.2	27,360	19.1	92.4	
建設業	37,899	24.5	91.0	34,894	24.4	92.1	
卸売業	17,394	11.3	93.0	16,259	11.4	93.5	
小売業	27,411	17.7	89.9	24,825	17.4	90.6	
飲食店	8,125	5.3	93.0	7,398	5.2	91.1	
運送倉庫業	6,367	4.1	92.9	6,159	4.3	96.7	
サービス業	22,177	14.4	92.9	20,489	14.3	92.4	
その他	5,553	3.6	103.0	5,534	3.9	99.7	
合 計	154,540	100.0	91.7	142,918	100.0	92.5	



平成28年度業種別保証債務残高

※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

代位弁済

金融機関別

みずほ銀行

りそな銀行

鳥取銀行

中国銀行

広島銀行

山口銀行

島根銀行

米子信用金庫

しまね信用金庫

日本海信用金庫

西中国信用金庫

島根中央信用金庫

島根益田信用組合

第二地方銀行

山陰合同銀行

都市銀行

地方銀行

信用金庫

信用組合

商工組合中央金庫

計

島根県農業協同組合

JF しまね漁業協同組合

三菱東京 UFJ 銀行

平成 28 年度 構成比 前年比 0 0.0 0 0.0 0.0 0.0 2.5 605.5 46.1 66.6 0.0

(単位:百万円、%)

0.0 0 0.0 0 11.2 0.2 56 40.7 79.5 1,015 0.0 0 0.0 0 0.0 0.0 0 0.0 40.9 76.7 48.6 1,070 69.8 20.6 123.0 194 8.8 25.1 20.6 123.0 194 8.8 25.1 2.0 46.0 20 0.9 26.2 9.5 106.2 111 5.1 31.4 236 281.3 22 65.2 10.7 21.0 126.6 415 18.9 52.7 0.3 20.0 35 1.6 348.9

817

14

14

92

15

0

2,202

37.1

0.6

0.6

4.2

0.7

0.0

100.0

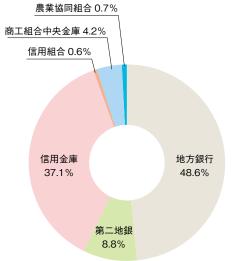
62.3

30.6

30.6

107.5

58.7



平成28年度金融機関別代位弁済

業種別

(単位:百万円、%)

	平	成 27 年度		平成 28 年度			
	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	
製造業	646	17.2	45.3	338	15.3	52.3	
建設業	1,079	28.8	210.2	283	12.8	26.2	
卸売業	221	5.9	255.0	308	14.0	139.2	
小売業	1,186	31.6	135.0	1,039	47.2	87.6	
飲食店	220	5.9	57.7	72	3.3	32.7	
運送倉庫業	94	2.5	127.0	10	0.5	10.7	
サービス業	242	6.5	40.1	129	5.9	53.4	
その他	61	1.6	20.9	24	1.1	39.3	
合計	3,749	100.0	88.1	2,202	100.0	58.7	

平成 27 年度

金額

0

0

0

0

9

0

0

0

1,533

774

774

75

354

84

788

10

45

45

86

0

0

3,749

35.0

1.2

1.2

2.3

0.0

0.0

100.0

101.0

131.2

131.2

31.1

88.1

1,312

1.524

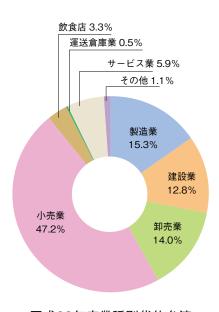
構成比

0.0

0.0

前年比

金額



平成28年度業種別代位弁済

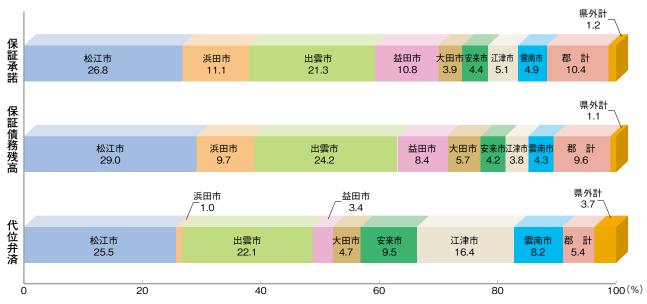
※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

市町村別保証状況(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

(単位:百万円、%)

		保証承認	若			保証債務残高			代位弁済	
	件数	金 額	構成比	前年比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
松江市	794	10,389	26.8	94.7	3,810	41,385	29.0	56	561	25.5
浜田市	287	4,312	11.1	85.7	1,061	13,859	9.7	6	23	1.0
出雲市	591	8,287	21.3	71.5	2,958	34,519	24.2	51	487	22.1
益田市	333	4,193	10.8	129.1	1,140	12,060	8.4	13	75	3.4
大田市	124	1,519	3.9	70.6	686	8,129	5.7	11	104	4.7
安来市	149	1,718	4.4	106.7	580	5,940	4.2	11	208	9.5
江 津 市	145	1,985	5.1	110.2	484	5,494	3.8	24	361	16.4
雲南市	149	1,908	4.9	104.7	678	6,189	4.3	12	181	8.2
市計	2,572	34,310	88.4	89.7	11,397	127,576	89.3	184	2,001	90.9
仁多郡	64	785	2.0	127.6	227	2,076	1.5	1	9	0.4
飯石郡	26	332	0.9	74.1	101	1,034	0.7	0	0	0.0
邑智郡	54	712	1.8	65.3	293	2,812	2.0	5	35	1.6
鹿足郡	85	1,162	3.0	80.2	320	3,373	2.4	4	43	2.0
隠岐郡	112	1,066	2.7	54.1	463	4,482	3.1	4	31	1.4
郡 計	341	4,056	10.4	72.8	1,404	13,776	9.6	14	119	5.4
県 外 計	24	467	1.2	933.7	90	1,566	1.1	3	82	3.7
合 計	2,937	38,834	100.0	88.6	12,891	142,918	100.0	201	2,202	100.0

構成比



※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

収支計算書 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

以又可异首 (下版20年刊日	一规25年6月61日)	
71		(単位:円)
科問	金	額 1,050,501,506
経 常 収 入 保 証 利 息 預 け 金 利 息 配 当 金 有 価 証 券 利 息 配 当 金 調 査 料	1,295,468,244 685,297 340,241,848 0 2,224,656	1,950,591,526
損害金事務補助金責任共有負担金雑収入	14,062,810 104,530,336 166,962,000 26,416,335	1 010 401 040
経業	1,017,780,845 428,945,044 42,850,500 103,143,360 15,706,810 175,917,031 12,247,702 45,660,103 2,710,345 78,238,311 99,271,981 13,089,658 0 760,574,074 21,658,257 13,448,464	1,813,461,640
経常収支差額	, ,	137,129,886
経常 関本 関本 関本 関本 関本 の の の の を の の を の の を の の の を の の の の の の の の の の の の の	60,599,146 927,648,334 384,015,888 2,171,598,688 1,634,893,812 536,704,876 0 116,592,000	3,660,454,056
経 常 僧 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信	2,487,646,870 0 0 898,568 1,215,470 857,509,031 158,039,695 39,847,716	3,545,157,350
経 常 外 収 支 差 額 制度改革促進基金取崩額 収支差額変動準備金取崩額 当 期 収 支 差 額 収支差額変動準備金繰入額 基本財産繰入額 又は 基本財産取崩額		115,296,706 34,638,916 0 287,065,508 143,065,508 144,000,000

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち法的 整理の結果回収不能となって償却した求償権や当 年度受領した保険金相当 額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備え て積み立てる準備金で、 一般企業の「貸し倒れ引 当金」に相当するもので す。年度末の保証債務残 高に対して一定の割合で 積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資金の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

当期収支差額

全額基本財産(収支差額 変動準備金を含め)に組 入れ、当協会が健全な経 営を行い、公共的使命を果 たしていくうえで必要な基 本財産の充実を図ります。 業務費信用保険料

求償権償却

責任準備金 繰入

求償権 償却準備金 繰入 その他

当期収支差額

支 出

信用保証料

保証ご利用の際に中小企業者からいただく保証料です。

信用保証料

預け金利息、 有価証券利息 配当金

その他

預け金利息、有価証券利 息配当金

金融機関に預け入れられ た預託金の受取利息と、 有価証券等からの利息配 当金です。

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

責任準備金 戻入

求償権 償却準備金 戻入

求償権 補填金戻入

その他

制度改革促進 基金取崩額

収 入

制度改革促進基金取崩額

部分保証制度に係る代位弁 済により協会に損失が発生し た場合、欠損額と同額の制度 改革促進基金を取り崩し、こ れに充てることになっています。

貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

		/ #		+	
科	el .	借日		方 金	額
現	†		金	<u> </u>	0
現現			金		0
小	切	1	手		0
預	ッ. け	J	金	4 738	342,114
当	座	預	金	1,700,	0
普	通	預	金	1.313.	690,310
通	知	預	金	, ,	0
定	期	預	金	3,419,	283,442
郵	便	貯	金		368,362
金	銭	信	託		0
有	価	証	券	23,255,	404,500
玉			債		0
地	方	ī	債	2,797,	247,000
社			債	20,432,	940,000
株			式	25,	217,500
受	益	証	券		0
その	他有	価 証	券	74,	157,056
新	株子	約	権		0
再生	Eファ	ンド出	資		157,056
動産	•	動	産		119,427
	業用	不動	産		676,901
事	業用		産	94,	442,526
	動産			0= 0= 1	0
損失	補償	金見	返		669,655
保証		務 見	返	142,918,	
求	償	/ =	権	567,	102,403
譲	受曲	債	権	F10	100.504
雑	勘 +/		定金		199,524
仮 保	払証		金	۷,	018,858
厚	生	基	金	40	131,500
連	合 会		定	49,	77,889
未	収	利	息	74	962,716
	経過	保険	忘 料	•	908,561
	合	計	17	200,198,	
	Н	ы		200, 100,	, 55, 757

			貸		方	(+ ix · i 1)
	科		目		金	額
基	本	則	ţ	産	19,386	6,000,000
基				金	5,248	3,224,000
基	金	準	備	金	14,137	7,776,000
制度	き改革	草促	進 基	金	717	7,171,891
収支	差額	変動	準備	金	5,075	5,982,310
責	任	準	備	金	857	7,509,031
求償	負権的	賞却	準備	金	158	3,039,695
退耳	戦 給	与引	一当	金	555	5,690,401
損	失	補	償	金	27,254	1,669,655
保	証	信	Į	務	142,918	3,171,725
求值	賞権	補て	. h	金		0
保		険		金		0
	失補	償補	てん	金		0
借		入		金		0
長	期	借	入	金		0
(5	ち日本	政策金	融公庫	分)		0
短		借	入	金		0
(5	ち日本	政策金	融公庫	分)		0
収3	支差額変	動準備:	金造成	資金		0
雑		勘		定	3,274	1,931,696
仮		受		金	61	,060,524
保	険	納	付	金	59	9,858,342
損	失 裈	前償約	内付	金	87	7,140,030
未	経	過 保	証	料	3,058	3,988,979
未	払	保	険	料	1	,345,139
未	払	<u>ا</u> ا	貴	用	6	5,538,682
	^	_	=1		000 400	100 101
	合		計		200,198	3,166,404

貸借対照表の用語解説

借 方 貸 方

預け金・現金

保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れ しています。

有価証券

安全有利な資金運用を行 うため、国債・社債・地 方債を保有しています。

求償権

決算上の求償権は、代位 弁済した金額から回収金 並びに日本政策金融公庫 からの保険金受領金を控 除した額です。

未経過保険料

日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事 業年度にかかる部分を計 上しています。 預け金・現金

有価証券

不動産等

求償権

未経過保険料

その他

基本財産

株式会社の資本金に相当 するものです。地方公共 団体や金融機関等から拠 出された「基金」と過去 の収支差額の累計「基金 準備金」で構成されてい ます。

基本財産

制度改革促進基金

収支差額 変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

借入金

未経過保証料

未払保険料

その他

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた 場合や、急激な保証の増 大等により基本財産の増 強が必要となった場合に 備えて、協会経営の安定 のために積み立てておく ものです。

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業 年度以降にかかる部分を 計上しています。

財産目録 (平成29年3月31日現在)

(単位:円)

	資	産	負	債
科	Ħ	金額	科目	金額
現	金	0	責 任 準 備 金	857,509,031
預	ナ 金	4,738,342,114	求償権償却準備金	158,039,695
金 銭	信 託	0	退職給与引当金	555,690,401
有 価	証 券	23,255,404,500	損失補償金	27,254,669,655
その他を	有価証券	74,157,056	保 証 債 務	142,918,171,725
動産·	不動産	877,119,427	求償権補てん金	0
損失補化	賞金見返	27,254,669,655	借入金	0
保 証 債	務見返	142,918,171,725	雑 勘 定	3,274,931,696
求	賞 権	567,102,403		
譲 受	債 権	0		
雑	勘 定	513,199,524		
合	計	200,198,166,404	合 計	175,019,012,203
			正味財産	25,179,154,201



宍道湖としじみ漁(松江市)

中期事業計画(平成27年度~平成29年度)

I. 業務環境

1. 島根県の景気動向

我が国の経済は、政府が推し進めるアベノミクスの経済政策により、円安・株高の恩恵を受け、 大企業を中心に景気回復に向けて順調な足取りを見せている。

一方、当地の経済環境を見てみると都会地と比べ景気の回復感は乏しく、加えて少子高齢化・ 人口減少など抱えている問題も多く、経済環境は依然として厳しい状況が続いている。

2. 中小企業者を取り巻く環境

全国的には大企業を中心に幅広い業種で景気回復の動きが見られるものの、県内の中小企業者においては小規模零細企業が多く、円安による原材料価格高騰の影響などにより、引続き厳しい 状況が続いている。

また、依然として経営改善が進まず返済負担の軽減を行っている中小企業者も多く、今後の景気動向によっては、倒産・廃業に至る中小企業者が増加する恐れもあり、予断を許さない状況にある。

Ⅱ. 業務運営方針

島根県信用保証協会では、経営の方向性を決定する経営ビジョンや基本方針などを示した「中期経営戦略」を3力年毎に策定し、その目標に向かって業務運営を行っている。

平成27年度から平成29年度における中期経営戦略では下記のとおりスローガンを掲げ、業務を推進していく方針である。

使命

~情熱と決意を胸に~

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が 真に必要とされるお客様に対して、 私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命

企業支援に向けた私たちの"熱い想い"と やり遂げるという"強い決意"を持って、

保証協会ならではの企業支援に全力で励む

1. 経営支援・再生支援の強化

創業者(創業予定者を含む)や経営の安定に支障を生じているお客様等への経営支援・再生支援の強化を図り、県内中小企業者数の維持・増加に寄与する。

2. 保証制度の多様化への対応

近年、創業支援に関する保証制度については、ラインナップの充実を図ってきていることから、 お客様のニーズに合わせた資金メニューの提案を実施していく。また、経営の安定に向けた資金 繰り支援を引続き積極的に行っていくため、島根県中小企業制度融資を効果的に活用する。

3. 政策保証の推進

お客様メリットの大きい「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証」、「セーフティネット保証」等の政策保証について引続き積極的に推進することで、資金繰り円滑化を図る。

4. 利便性の向上

当県は東西に長く、交通インフラ整備も他県に比べて遅れていることから、当協会がお客様のところへ赴く現地訪問面談や出張相談会を推進することで、利便性の向上を図っていく。また、当協会の経営支援サービスの充実に努めるとともに、その活動を広く周知していくことで更なる利用促進を図っていく。

5. 回収の合理化・効率化

求償権の早期解決に向け、代位弁済前から事業再生・生活再建を見据えた継続的な支援を行う。 また、外部環境の変化に対応した適正な求償権管理を行う体制を強化する。

6. 内部体制の強化

お客様の二一ズに対し、質の高い信用保証や各種経営支援等のサービスを提供するために、当協会の人材・組織・インフラなどの経営資源の質を高める。また、お客様に安定的なサービスを提供するために、引続き当協会の経営基盤の強化を図っていく。



古代出雲歴史博物館(出雲市)

年度経営計画(平成29年度)

I. 業務環境

1. 島根県の景気動向

我が国際経済は海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など懸念材料はあるものの、政府の各種政策効果等もあり緩やかな回復基調にある。こうした中、県内の景気動向は、公共事業が前年度を下回って推移しているものの、個人消費、生産活動、雇用情勢等は改善傾向にあり、県全体では緩やかに持ち直している。

2. 中小企業を取り巻く環境

県全体としてみると景気は緩やかに持ち直しているが、当協会のお客様は地域内を商圏とする 小規模事業者が多く、人口の減少や高齢化の進展に伴う市場縮小等の影響を受け、厳しい経営を 余儀なくされている。こうした中、廃業が創業を上回って推移している他、業況が厳しく返済条件の緩和支援を受けているお客様も多数存在する。当協会としては県内経済の維持・発展に資す るため、信用保証を通じた円滑な金融支援はもちろんのこと、創業の活性化や経営改善・事業再生支援を推進していく必要があるものと認識している。

Ⅱ. 業務運営方針

当協会では、経営のビジョンや基本方針などを示した「中期経営戦略」を3ヵ年毎に策定し、 その実現に向けた業務運営を行っている。

平成27年度から平成29年度における中期経営戦略では下記のとおりスローガンを掲げ、業務を推進していく方針である。

使命

~情熱と決意を胸に~

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が 真に必要とされるお客様に対して、 私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命

企業支援に向けた私たちの"熱い想い"と やり遂げるという"強い決意"を持って、 保証協会ならではの企業支援に全力で励む

なお、昨年12月に中小企業庁より今後の信用保証制度のあり方について方向性が示された。 今年度以降、その具体的方策等について検討・実施が為されることから、情報収集に努め、適時・適切に業務運営に反映していく。

Ⅲ. 重点課題

【保証部門】

①小規模事業者及び創業期、再生期のお客様への金融支援強化

お客様メリットの大きい新たな保証制度の創設や既存の保証制度の活用、保証料率の引下げ等により、小規模事業者及び創業期、再生期のお客様への金融支援を強化する。

②お客様ニーズに応じた各種支援メニューの積極的な提案

当協会独自の支援メニュー(金融支援、経営支援)や関係機関の各種支援策を積極的かつ分かり易く提案し、個社のニーズに応じたお客様支援を行う。

③創業活性化への取り組み

創業チャレンジを促進するために関係機関と連携し、創業セミナーを開催するほか、起業家スクール等への講師派遣を行う。

【期中管理部門】

①創業者の経営安定に向けたフォローアップの強化

創業資金保証をご利用いただいたお客様へのフォローアップ面談を行い金融支援や経営支援に繋げることで、創業後の経営安定を後押しする。

②生産性向上及び経営改善、事業再生・承継支援の充実

中小企業診断士の資格を有する職員や当協会の専門家派遣事業の活用等により、お客様の生産 性向上及び経営改善、事業再生・承継に資する支援を実施する。

③お客様支援のための関係機関との連携促進

金融関係や商工団体、しまね産業振興財団等の関係機関との連携を一層密にし、互いが保有する支援策を有効活用することで、地域全体でお客様を支援する。

【回収部門】

①お客様の抱える悩みや課題の早期把握

お客様の悩みや課題を早期に把握し、信頼関係を構築していくために、事業内容や生活実態に かかる面談調査等を強化する。

②事業再生・生活再生支援の強化

現在保有している求償権の見極めを行い、お客様本位の事業再生・生活再生支援といった良質なサービスを提供する。

③管理業務の合理化

管理業務の合理化、効率化を図り、お客様の早期課題解決、事業再生・生活再生支援に注力する。

【その他間接部門】

①職員の活性化

これまで以上にお客様から信頼していただける組織となるためには職員の活性化が不可欠であり、資格取得や能力開発に向けた支援を積極的に実施する。

②経営基盤の強化

お客様に満足していただける業務を実施するために必要な人・物・金・情報等の確保に努めることで経営基盤の強化を図る。また、関係機関との連携を一層強化し地域活性化に資する活動も展開する。

③次期中期経営戦略の策定

平成29年度は、第4期中期経営戦略の最終年度に当たることから、過年度の取り組みに対する 検証を行うとともに、次期中期経営戦略の策定を行う。

④コンプライアンスの徹底・定着

公的保証機関として社会からの揺るぎない信頼を確保していくため、コンプライアンスプログ ラムを着実に実行し、組織内の徹底・定着を図る。

⑤リスク管理体制の充実・強化

お客様が安心してご利用いただける組織であり続けるために、内部監査や危機管理体制につい て一層の充実を図る。

(単位:百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保 証 承 諾	45,000	100.0%
保証債務残高	130,000	87.8%
代 位 弁 済	2,800	80.0%
回収	1,000	100.0%



八重垣神社 鏡の池

平成28年度の主な取組み

小口零細企業保証制度(グロース)の創設

お客様の利便性を向上し利用促進を図るため、全国の信用保証協会で取り扱っている「小口零細企業保証」を当協会独自で改正し、「グロース」としてリニューアルしました

(平成28年5月9日から取扱開始)

≪改正点≫

- ・申込形式を「一般保証」から「追認保証」に改正
- ・融資期間を「7年以内」から「10年以内」に拡充



島根大学と包括的連携協定を締結

島根大学と当協会が包括的な連携・協力のもと、両者が有する人的・物的資源を有効活用し、地域貢献人材の育成と地域の活性化に寄与することを目的とし、平成29年1月10日に包括的連携に関する協定書を締結しました。

今回の協定締結により、大学の知のストックと当協会の 中小企業支援に関するノウハウを融合し、さらなる地域貢献人材の育成と地域活性化に取り組んでいきます。

≪連携・協力内容≫

- ・地域を支える人材の育成に関すること
- ・中小企業を中心とする地域産業の振興に関すること
- ・地域における起業・創業支援に関すること
- ・地域の活性化・発展に向けた調査・研究に関すること



創業セミナーの開催

平成27年度に引き続き、創業セミナーを平成29年1月26日に開催しました。 前回は県東部の企業の方を対象としておりましたが、今回は県西部の企業の方を対象に、講演・セミナー・交流会の3部構成で開催し、浜田・益田支店管内のお客様23名にご参加いただきました。

専門家派遣パッケージ

お客様に対する"深堀支援"を実施するため、専門家派遣パッケージを整備しました。 経営改善計画策定支援を行う専門家派遣事業「きょうかいプランニングサポート事業」を創設し、併せて従来の専門家派遣事業である「きょうかいスキルアップサポート事業」を活用することで、計画策定から課題解決までをトータルで行う体制を整えました。

中小企業支援ネットワークしまね

「中小企業支援ネットワークしまね」は、構成機関における信頼感の醸成を図り、再生事例や経営支援策の共有化による地域全体の経営改善・再生スキルの向上を目的としています。

現在は19機関で構成されており、当協会が事務局を務め、年2回程度開催しています。

また、中小企業者と主要取引金融機関等の要請に基づき「経営サポート会議」を開催し、個別企業毎に具体的な話し合いを行います。

第 9 回会合 平成28年 6 月20日(月) 13:30~15:30 会場:松江エクセルホテル東急 第10回会合 平成28年11月14日(月) 14:00~16:00 会場:松江エクセルホテル東急

《構成機関》

中国経済産業局/松江財務事務所/島根県商工労働部/しまね産業振興財団/島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会/島根県中小企業団体中央会/地域経済活性化支援機構/日本政策金融公庫松江支店 商工組合中央金庫松江支店/山陰合同銀行/島根銀行/しまね信用金庫/島根中央信用金庫/日本海信用金庫 島根益田信用組合/島根県中小企業再生支援協議会/中国税理士会島根県支部連合会/島根県信用保証協会

出張経営相談会

島根県信用保証協会の本支店までなかなか足を運べない方、今まで保証協会を利用したことがない方などにお気軽にご利用いただける機会として、商工会、商工会議所のご協力のもと開催しています。

■平成28年度開催実績

飯南町……1回開催 会場:飯南町商工会 隠岐の島町……1回開催 会場:隠岐の島町商工会 大田市……12回開催 会場:大田商工会議所 江津市……1回開催 会場:江津商工会議所 川本町……1回開催 会場:川本町商工会 津和野町……1回開催 会場:津和野町商工会



社会貢献活動

平成28年8月7日	こどものがたりコンサートin浜田〈運営スタッフ〉
平成28年10月8日~9日	夢フェスタin出雲〈運営スタッフ〉
平成28年11月3日	BB大鍋フェスティバル2016〈運営スタッフ〉
平成28年12月16日	島根スサノオマジックの試合会場準備
平成29年1月21日~22日	島根ふるさとフェア2017in広島〈運営スタッフ〉
平成29年2月22日	あけぼの町地区清掃活動
平成29年3月4日	宍道湖湖岸清掃活動
平成29年3月19日	まつえレディースハーフマラソン〈交通整理員〉
平成28年4月1日~平成29年3月17日	古切手収集活動

広報活動

ホームページの活用



▲トップページ

様々なお知らせやマンスリーレポートなど、 タイムリーな情報発信を行っています。 ホームページアドレス https://www.shimane-cgc.or.jp/



▲経営支援サービス紹介サイト

当協会の経営支援サポートメニューについてのサイトです。下記ウェブ動画などを掲載しています。「ホショキョ」でご検索ください。(https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp/)

広報活動の充実

当協会の経営サポートメニューをお気軽にご利用いただきたいとの想いから、テレビCMの放映やウェブ動画の配信等を行っています。

テレビCM▼

ウェブ動画▶





ディスクロージャー誌の作成

当協会の取組みをお知らせするため、事業計画、決算等を掲載したものを年に1度作成しています。

保証のしおり、てびきの作成

関係機関に向けに、保証のしくみや保証制度等について詳しく掲載し、理解を深めて頂くため作成しています。

信用保証

チラシ、冊子の作成

新しい保証制度や取組みに関するチラシ、冊子を作成し、お客様や関係機関へ配布しています。







報道機関へのニュースリリース

保証制度の創設や特別相談窓口の設置など、新聞社等へのタイムリーな情報提供に努めています。



平成28年8月24日 山陰中央新報

広告の掲載

関係機関誌などに広告を掲載しています。



松江商工会議所発行「しょほう」 島根県商工会連合会発行「商工連しまね」

コンプライアンスについて

島根県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業の金融の円滑化 に努め、地域経済の活力ある発展に尽くしています。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、以下のとおり基本方針を定め、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んで参ります。

コンプライアンスの基本方針

健全な業務運営の確保

協会の公共性と社会的責任を認識し、経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信頼の確立を図る。

真に意義ある信用保証の推進

経営理念のもと、真面目に経営に取り組み、事業の存続、発展に努める中小企業に対して、真に意義ある信用保証を行い、地域経済の活力ある発展に貢献する。

法令の遵守

信用保証協会法をはじめ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、 誠実かつ公正に事業活動を遂行する。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固としてこれと対決する。

地域社会への貢献

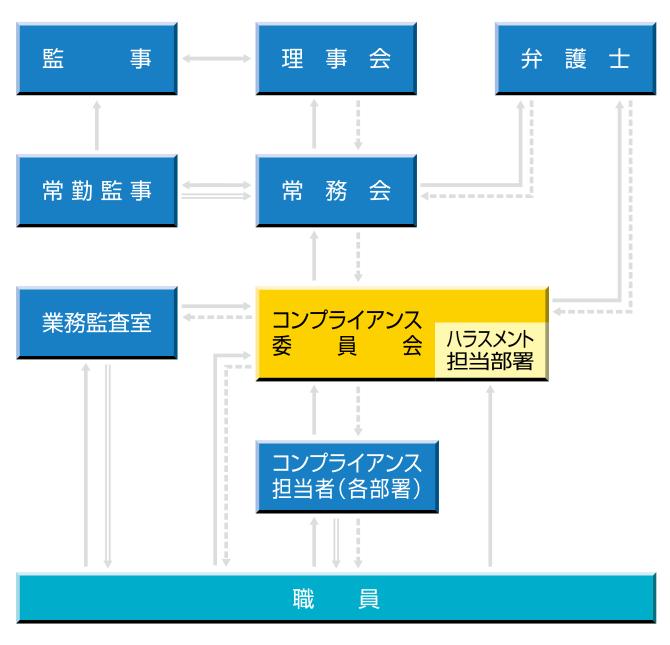
協会は地域に育てられ、支えられていることを自覚し、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に積極的に努める。



木綿街道

コンプライアンス体制図

コンプライアンスの取り組みをより具体的にし、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員への周知徹底を図るとともに、きめ細かな実践体制を整えています。



━━━━ 報告・連絡・相談

----- 指示

チェック

個人情報保護宣言

島根県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けの書面)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には 使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三 者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部 に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開 示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人 確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1回の申請につき500円) をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。 調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けの書面)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧下さい。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

T690-8503

T693-0012

主 所 松江市殿町105番地

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0852-22-2837

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会本店

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

総務部·業務統括部·営業部

〒697−0027

〒698−0026

住 所 浜田市殿町83番地50

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0855-22-0833

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

個人情報保護法に基づく公表事項等について

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

協会では、「ホームページ」および協会備え付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関する で案内」に次の通り公表しております。

1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用 目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他 必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者 提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ①各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料率・保険料率の算定及び保証料の徴収・返戻
 - ③求償権の行使及び求償権の継続的な管理
 - (4)信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - (15)その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

2.各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3.個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合

③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

4.ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

〒690−8503

所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店

総務部・業務統括部・営業部

〒693−0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697−0027

所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698−0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

5.個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

6.個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的 については、次のような様式によりお客様の同意を得ることとしております。

・個人情報の取扱いについて

7.共同利用に関する事項(法23条5項3号関係)

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています

(1) 共同利用される個人データの項目

①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報

- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- (7)求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者の名称

島根県信用保証協会

(2) すべての保有個人データの利用目的

1.をご参照ください。

(3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。

①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書(②参照)に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒690−8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店

総務部・業務統括部・営業部

〒693−0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697−0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698−0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

②開示等の請求等に際して提出していただく書面(様式)等

開示等の請求等を行う場合は、次の申請書(A)に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。

- (A) 当協会所定の申請書
 - ・「保有個人データ」開示等申請書
- (B) 本人確認のための書類
 - (例) 運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通。

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による開示等の請求等

開示等の請求等をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類((A) または(B)) を添付してください。

- (A) 法定代理人の場合
 - ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
 - ・法定代理権があることを確認するための書類((例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー(※)) 1通
 - ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類((例)法 定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※))1通。
- B) 委任による代理人の場合
 - ・当協会所定の代理人選任届 1通
 - ・本人の印鑑証明書 1通
 - ・代理人本人であることを確認するための書類 ((例)代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)) 1通。

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

4 開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」または「保有個人データの開示」の 請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封 してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求等がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客様の了解を 得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法 により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客様ご本人に直接回答する場合がありま すので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通 知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の 登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9.苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

∓690−8503 ₹693−0012

住 所 松江市殿町105番地 住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0852-22-2837 電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会本店 部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

総務部・業務統括部・営業部

∃697 − 0027 **∃**698 − 0026

住 所 浜田市殿町83番地50 住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0855-22-0833 電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店 部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

10.備 考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

島根県信用保証協会役員名簿

【理事:17名 監事:3名】 (平成29年7月1日現在)

役 職	名	氏	名	所 属 等	備	考
会	長	小林	淳一	前県副知事	常	勤
専 務	理 事	野津	良二	前県議会事務局長	常	勤
理	事	伊藤	正男	前保証協会常勤監事	常	勤
理	事	松浦	恭二	前保証協会職員	常	勤
理	事	安井	克久	県商工労働部長		
理	事	加藤	勇	県議会議員		
理	事	松浦	正敬	県市長会会長(松江市長)		
理	事	石橋	良治	県町村会会長(邑南町長)		
理	事	石丸	文男	山陰行同銀行代表取締役頭取		
理	事	鈴木	良夫	島根銀行代表取締役頭取		
理	事	三山	勝寛	商工組合中央金庫松江支店長		
理	事	吉本	晃司	県信用金庫協会会長(日本海信用金庫理事長)		
理	事	竹本	義正	県信用組合協会会長(島根益田信用組合理事長)		
理	事	古瀬	誠	県商工会議所連合会会頭		
理	事	松永	和平	益田商工会議所会頭		
理	事	石飛	善和	県商工会連合会会長		
理	事	杉谷	雅祥	県中小企業団体中央会会長		
監	事	黑﨑喜	喜久子	前保証協会職員	常	勤
監	事	藤原	常義	県議会議員		
監	事	山川	博司	公認会計士・税理士		

協会用語の説明

●保証承諾

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。 保証承諾に伴う貸付等が実行されますと、保証債務が発生することになるので、諾否については、 その中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

●代位弁済

保証協会が保証をしている金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額(元本と利息)を支払うことを「代位弁済」といいます。

●求償権

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、 本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

●基金

「基金」は、地方公共団体(県、市町村)、金融機関等から拠出される「出捐金」と、金融機関から税法上の損金の扱いを受けて拠出される「金融機関等負担金」で構成されています。

●基金準備金

毎期の「収支差額」から、「収支差額変動準備金」として積立てた額を除いた額の累積額を「基金準備金」といいます。

●収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものを「収支差額」といいます。いわば一般企業の利益にあたるものですが、「収支差額変動準備金」への繰入額を除いた全額を基本財産に繰入れることになっています。

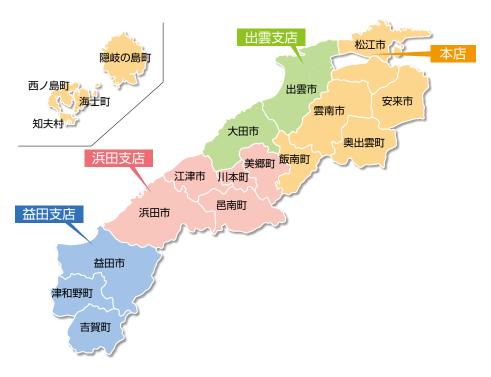
●責任準備金

商法上の貸倒引当金に相当し、保証債務から将来発生する異常代位弁済の支払いに備えるものです。保証債務が存する限り常に基準どおりの積立率が達成されて、はじめてその機能を健全に果たすことができるといえます。

●旧債振替

新しい貸付債権に保証協会の保証をつけて、当該金融機関の既存債権を消滅させることをいいます。金融の円滑化という目的に照らし好ましくないので制限しており、これに違反した場合は免責の対象となります。ただし、この旧債振替が事業資金として中小企業者の利益となり、これをあらかじめ協会が承認した場合には、例外的に認められます。

営業店舗のご案内







島根県信用保証協会

島根県松江市殿町105番地 電話(0852)21-0561 FAX(0852)22-2707 e-mail shinpo@shimane-cgc.or.jp

ホームページ https://www.shimane-cgc.or.jp/ 経営支援サービス紹介サイト https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp/

支援事例 web で公開中

ホショキョ

検索